

# 運行管理者とは

## 運行管理者とは何か

自動車運送事業者は、利用者や社会の信頼にこたえるため、安全で確実な輸送を行う義務があります。

公共の道路を使い、一般の車や歩行者と混在して走行するなか、ハンドルを握るドライバーに最終的な安全確保の措置がゆだねられるため、ドライバー一人ひとりの健全な心身と高い安全意識が求められるのです。一方で、新規参入や台数制限などの規制緩和による過当競争や、一部の企業の安全監理の欠如による重大事故の発生などを受けて、安全に対する社会的要求が一層高まっています。

そのため自動車運送事業者は、安全運行に必要なドライバーの勤務時間を設定し、運行管理のための指揮命令系統を明確にしなければなりません。

この安全体制の確立に中心的役割を果たすのが運行管理者です。

## 運行管理者制度

運行管理者制度の下では、トラック、バス、タクシーなどの事業用自動車の安全運行を確保するために、営業所ごとに車両数に応じた人数の運行管理者を配置することが義務付けられています。一つの営業所に複数の運行管理者がいる場合には、さらにその中から統括運行管理者を選任する必要があります。

## 運行管理者になるためには

こうした重要な役割を担っている運行管理者になるためには、自動車運送事業の種別に応じ、旅客、または貨物の「運行管理者資格者証」（以下、「資格者証」という。）の交付を受けることが必要ですが、それには、次の2つの方法があります。

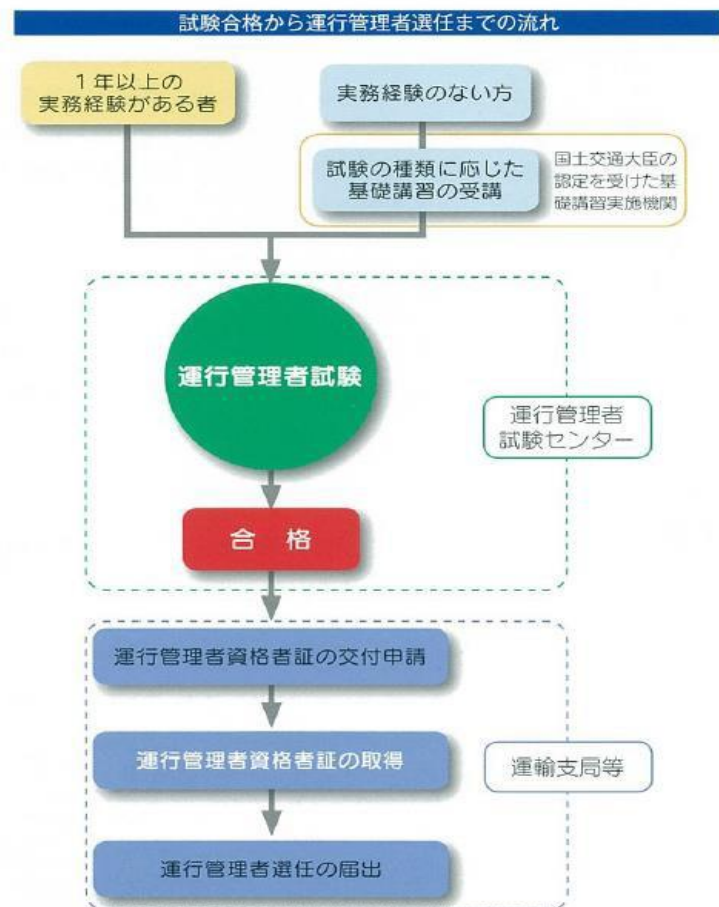
○資格者証の交付を受けようとする事業の種類と同じ種類の運行管理者試験に合格する。

（受験資格）

次のいずれかの要件を満たしていること。

- ①運行管理に関して1年以上の実務経験を有する。
- ②基礎講習を修了している。

○事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について、国で定めた一定の実務の経験その他の要件を備える。（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）



## 運行管理者試験実施機関

（公益財団法人）運行管理者試験センターは、法令に基づき国土交通大臣の指定を受けた指定試験機関として、運行管理者試験の業務を行っています。